

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十二号

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

広島県警察本部の組織に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

- 第四条刑事部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。
- 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- 八 国際捜査共助に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。